

いちご一会とちぎ国体上三川町協賛取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、上三川町で開催される第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛の内容)

第2条 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。主な協賛物品等の例は別表のとおりとする。

(協賛の実施方法)

第3条 協賛は、いちご一会とちぎ国体上三川町実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。

2 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。

3 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。

4 協賛の方法は、提供又は貸与とする。

5 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

(協賛として受け入れないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

(1) 大会の趣旨に反するもの

(2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの

(3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

(4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの

(5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの

(6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

(協賛の表示)

第5条 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適當な場合は、別の方法により表示することができる。

2 前項の規定による表示は、協賛者名、文字、イラスト等によるものとし、あらかじめ実行委員会の承認を得て原則協賛者が行うものとする。

(謝意の表明)

第6条 実行委員会は、協賛物品等の提供を受け入れたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈する。また、状況に応じて、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

(協賛の受入れ期間)

第7条 協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3(2021)年1月20日から施行する。

別表

| 用途 | | 品目（例） |
|--------|---------|--|
| 広報啓発用 | 提示物 | のぼり旗、看板、カウントダウンボード、バス・タクシーへの広告掲示、ステッカー等 |
| | 配布物 | ボールペン、ポケットティッシュ、クリアファイル、タオル、うちわ、缶バッジ（作製器含み）等 |
| | 印刷物 | ポスター、チラシ 等 |
| 町民運動用 | 花いっぱい運動 | プランター、花苗、培養土 等 |
| | 環境美化 | 軍手、タオル、ごみ袋 等 |
| | 競技観戦 | ボールペン、折りたたみクッション、簡易レインコート 等 |
| 歓迎装飾用 | 町内装飾 | のぼり旗、看板、横断幕、ステッカー 等 |
| | 競技会場 | のぼり旗、看板、横断幕、歓迎アーチ 等 |
| おもてなし用 | 競技会場 | 大会参加記念品、飲料水、食料品、お土産等 |
| 開催準備用 | 実行委員会 | 資料用袋、自動車や事務機器の貸与 等 |
| 大会運営用 | 物品・備品 | スタッフジャンパー、帽子、ポロシャツ、文房具、救護用品、清掃用品、簡易テント等 |

※国体開催時の競技場内へは、町協賛企業名等の露出はできません。